

# 公益社団法人茨城県臨床検査技師会 役員推薦規程

## 第1章 総則

(総則)

第1条 この規程は、この法人の定款 第5章 第23条及び、組織運営規程 第4章 による役員候補者の選出に関し必要な事項を定める。

## 第2章 委員会

(委員会)

第2条 この委員会は、この法人の組織運営規程 第4章 第10条による役員を選出するため、役員推薦委員会（以下「役推委」という）を置く。

## 第3章 委員

(委員)

第3条 「役推委」の委員の選出は、会長が推薦し、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

2 「役推委」は、各地区より選出された正会員5名にて構成する。

3 「役推委」は、定款 第5章 第22条に定める役員候補者を選出する。

4 理事候補者の選出は、地区担当「役推委」が各地区に割り当てられた理事候補者を推薦する。

5 監事候補者の選出は、地区割りとは係わりなく「役推委」の協議にて2名を選出し、1名は外部監事とする。

6 「役推委」に欠員が生じた場合、原則として前任者の地区から選出し、理事会の承認を得、会長が委嘱する。その他候補者の選出に関し、必要な事項を司る。

(委員長の選出)

第4条 「役推委」の委員長及び副委員長は委員の互選により、各1名を置く。

2 役推委の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

3 会議は会長と協議し、委員長が召集する。

(役員を選任)

第5条 選出後、委員長は役員候補者の承諾を得、役員候補名簿を役員改選年5月に開催される通常総会の30日前までに会長に提出する。

2 役推委が提案した候補者については、総会において出席正会員数の過半数をもって選任する。

(役員を補欠補充)

第6条 役員に欠員が生じた場合、組織運営規程第4章に該当するもので、理事に

については前任者の所属地区から、選出し補充する。また、監事については地区に係わり無く選出し補充することができる。

2 前項については、選出補充後に速やかに行政庁に申請する。

## 第4章 附則

(改廃)

第7条 新しい事項でこの規程に定めないものは、理事会の決議を経て処理する。

第8条 この規程の改廃は理事会の議決による。

(附則)

1 この規程は平成25年8月1日より実施する。

2 この規程は平成30年5月27日より実施する。